奈良県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月六日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　道路の種類　一般県道

二　路　線　名　月瀬三ヶ谷線

三　道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
214	奈良市月ヶ瀬長引一三〇九番先から奈良市月ヶ瀬長引二番先まで	前	三・八～三三・四	八二三・〇	
		後	八・〇～七一・〇	七一六・〇	

四　供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五　供用開始年月日

平成二十一年十一月六日